

カジノ解禁にはしっかりと議論を行うべき

これまでに何度も構想が浮かんで消えていた「カジノ」について、解禁法案が年内に国会に提出され、成立する可能性があるという。現状は、青少年への悪影響やギャンブル依存に陥る可能性、治安悪化、犯罪組織の関わりなどを理由とした反対論がある一方で、新しいアミューズメント施設として関連産業や税収への効果を期待する意見もあり、賛否両論といったところであろう。

海外では多くの国でカジノ施設があるが、その性格は多種多様である。例えば、アメリカでのカジノの扱いは州によって異なっている。有名なネバダ州ラスベガスでは、かつては治安も悪化していたが、現在は犯罪に関わりのある人物やマネーロンダリングに対する厳しい取締りを行うことで犯罪組織の影響を払拭し、ファミリー層や地元客をターゲットとしたショーやリゾート施設を核としたエンターテインメントビジネスが中心となっている。

また、ヨーロッパでは格式の高いカジノが多く、ネクタイ着用などのドレスコードを定め、18歳以上限定の会員制を採用し、会員になるための厳しい規制を定めていることが多い。ドイツのバーデン・バーデンやモナコのモンテカルロ、フランスのカヌヌやニースなどが典型例だろう。

アジアでも多くの国でカジノが存在しており、最大はポルトガルから中国に返還されたマカオである。マカオはギャンブル的要素の高い施設が多く、2006年にはラスベガスを抜き、カジノ収益で世界一となった。その他、マレーシア、フィリピン、ネパール、韓国は比較的早い段階からカジノを認めており、最近ではシンガポールが2005年に合法化し、2010年にセントーサ島に複合レジャー施設としてオープンした。

日本では、刑法により賭博行為が禁止されているため、カジノの設置は認められていない。しかし、カジノで行われる遊技自体は禁止されておらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(風営法)に定義される営業として、景品や金銭と交換できないカジノ的な雰囲気を楽しむ形のカジノバーやメダルゲーム場などで営業が行われている。また、ある企業では、国際旅客船でのカジノ営業を公海上において開始している。

現在、法改正が必要となるため実現には至っていないものの、11の都道府県が税収増や経済効果を狙いとして、カジノの許可権限を有する構造改革特区を目指して、誘致を進めている。とはいえ、現状ではまだカジノに関して議論が尽くされているとは言い難いのではないだろうか。他の遊技施設(例えばパチンコ・パチスロなど)との関係や治安悪化を防ぐための警察との連携など、カジノ解禁には整えるべき課題が多い。カジノによる効果は、建設・不動産、IT関連、ゲーム・アミューズメント、観光関連、ライブ・エンターテインメント、金融、セキュリティなど、さまざまな業界に波及する。国会の場でしっかりと議論していただきたい。

(撞球者)

当コラムの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。

「いま始める事業承継」第2回

中小企業では経営者の高齢化や後継者難を背景に、事業承継対策の必要性が高まっています。そこで、経営者のみなさんに事業承継を考えるきっかけをご提供いたしたく、8回に分けてコラムをお届けします。

第2回 事業承継を始める際の考え方①

前回は、「事業承継はいま始めなければならない経営課題であること」を説明しました。今回は、実際に事業承継を始めるに際して何を意識すべきかを説明します。

事業承継と聞いて、まず頭に浮かぶことは何でしょうか？税金対策や相続問題ではないでしょうか。

「先代が馬車馬のように働いて会社を大きくしたのに、多額の納税で会社が傾く」
「相続財産をめぐって、親族が骨肉の争いをする」、こういったケースはよくあります。

そのため「先代に多額の退職慰労金を支払って株価を下げる」「遺言書をあらかじめ用意しておく、後継者へ株式が集中するようにする」といったテクニックを指南する専門家の方もいらっしゃいます。

もちろん、税金や相続対策に主眼をおいた「資産の承継」も考えなければなりません、そのことだけを進めると、会社の経営基盤の弱体化を招きかねません。

事業承継は、重要な経営課題です。

まずは経営状況(自社/競合/顧客、ヒト・モノ・カネ)をしっかりと把握し、「今後の経営をどうしたいか」を先代と後継者でしっかりと話していくことから始めなければなりません。

円滑な事業承継の第一歩は、経営の「いま」と「これから」を考えることから。税務や法務の各種テクニックは「いま」と「これから」を埋めるツールということをお忘れなく！

今回は「事業承継を始める際の考え方②」をお届けします。

多数の中小企業や支援機関の方々への取材から、TDB REPORTでは書ききれなかったことなども、次回以降ご紹介したいと考えています。今コラムの詳細はTDB REPORT122号をご覧ください。

～企業事例が豊富につまった事業承継のテキストです～

<http://www.tdb.co.jp/lineup/publish/tdbrep122.html>

TDB REPORT 編集制作チーム (問い合わせ先: 03-5775-3163)

当コラムの著作権は株式会社帝国データバンクに帰属します。著作権法の範囲内でご利用いただき、私的利用を超えた複製および無断引用を固く禁じます。